

平成20年2月15日

当社株主 森岡 孝二 様 代理人  
弁護士 辻 公雄 様  
弁護士 阪口 徳雄 様  
弁護士 松丸 正 様

大阪市中央区北浜東4番33号  
株式会社 大林組

常勤監査役 西 村 正



常勤監査役 安 井 俊 六



監査役 松 尾 政 和



監査役 松 下 正 幸



監査役 津 田 尚 廣



拝復 益々ご清栄のことと存じ上げます。

さて、貴職らより、会社法第847条4項に基づいて、「責任追及等の訴えを提起しない理由」の通知を求められましたので、同条及び同法施行規則第218条に基づき、下記のとおり、通知いたします。

敬具

記

貴職らからの平成19年11月30日付及び同年12月3日付の内容証明郵便（以下、それぞれ「11月30日付提訴請求書」及び「12月3日付提訴請求書」といい、これらを併せて単に「提訴請求書」といいます）をそれぞれ同年12月3日及び同月4日に受領いたしました。

そこで、提訴請求書に記載された当社取締役（取締役であった者を含みます）の責任を追及する訴えの提起請求について、私共監査役は、調査並びに検討をした結果、全員一致をもって不提訴とすることが相当であると判断いたしました。

## 1 当社が行った調査の内容

### (1) 調査の時期

平成19年12月5日から平成20年1月30日まで

### (2) 調査の方法

関係文書の検討及び関係者からの事情聴取による。

### (3) 判断の基礎とした資料

- ・ 当社組織及び受注決裁権限に関する規程等
- ・ 法令遵守等に関連する通達、通知、年頭訓示、マニュアル等
- ・ 事業活動適正化委員会及び企業倫理委員会に関する活動状況等
- ・ 独禁法遵守委員会に関する活動状況等
- ・ 法令遵守等に関する各種社内研修資料等
- ・ 独占禁止法遵守プログラム
- ・ 関係者からの事情聴取内容

## 2 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

### (1) 「旧顧問である山本正明、森井繁夫両氏の刑事事件についての供与について」（11月30日付提訴請求書①項記載のもの）

ア 提訴請求書において、山本正明元顧問及び森井繁夫元顧問（以下、「両元顧問」という）に対する便宜供与であると指摘されている具体的内容は、①当社が当社顧問弁護士に対して、両元顧問の刑事事件の弁護士報酬を支払ったこと、②当社が当社顧問弁護士に対し、両元顧問の保釈保証金相当額を貸与したこと、及び、③当社が両元顧問に対し、両元顧問が大阪地方裁判所に出頭する際に当社の社有車を提供したこと、の3点である。

イ まず、当社は、枚方市発注の第2清掃工場建設工事（仮称）の入札に係る件に関して、当社顧問弁護士に対して、両元顧問を被告人とする刑事事件の刑事弁護に関する弁護士報酬を支払った事実はなかった。

ウ また、当社が当社顧問弁護士に対し、両元顧問の保釈保証金

相当額を貸与した事実は認められるものの、これは一時的に貸与したものに過ぎず、かつ、その性質上、後日返還されることが確実に見込まれるものであった。実際に、貸与先の当社顧問弁護士からは貸与期間中の利息を含めて、全額の返還を受けている。

エ さらに、大阪地方裁判所までの社有車の提供に関しては、社有車の運行管理に不十分な面があったが、当社は、元顧問及び当社顧問弁護士から、社有車提供に関する相当対価をすでに受領済みである。

オ 上記ウ、エに関しては、会社が両元顧問を擁護しようとして行ったわけではないものの、コンプライアンスの徹底を図っている最中であって、適切さを欠く行為を行ったことは会社として反省すべき点がある。しかしながら、善管注意義務違反があったとまでは認められない。

カ 以上のとおり、本件に関しては、提訴請求書において指摘された事実がそもそも認められないか（前記アの①）、あるいは、取締役としての善管注意義務違反に該当するものではないと認められる（前記アの②及び③）。

- (2) 提訴請求書記載の各工事における談合行為の有無、及び談合行為があったとされた場合における取締役の関与の有無及び善管注意義務違反の有無

ア 当社の業務執行体制

当社の業務執行体制は、取締役会において、その業務を効率的に執行するため、業務執行権限を業務担当取締役、支店長等に委譲することによっている。

工事受注については、土木担当副社長が全般を掌理している土木事業分野又は建築担当副社長が全般を掌理している建築事業分野に属するものであり、それぞれの副社長の下で土木本部又は建築本部が必要に応じて各店に指示する体制がとられていた。そして個々の工事受注の決裁権限は、一定の重要事項に該当する場合を除き、対象工事の担当支店（本店及び東京本社担当事業部を含む。以下同じ。）の支店長等に委譲されていた。さらに、各支店長等は、適宜当該対象工事を担当する副支店長や営業部長等はその権限を委譲することも認められており、その場合には業務執

行上責任を負う者は、当該副支店長や営業部長等となる。

こうした業務執行権限の委譲は、当社のように事業規模が大きく、分野毎に高度な専門性が求められる会社では、ごく一般的にとられている業務執行体制であり、そのことにつき特段の問題は認められない。

以下においては、こうした当社の業務執行体制を前提として、提訴請求書記載の各工事（いずれも上記の一定の重要事項に該当する工事ではない）における談合行為の有無、及び談合行為があったとされた場合における取締役の責任について検討する。

イ 提訴請求書記載の各工事に係る談合行為の有無、及び談合行為があったとされた場合における取締役の関与の有無及び善管注意義務違反の有無

① 「枚方市発注の第2清掃工場入札について」（11月30日付提訴請求書②項記載のもの）

当該工事の受注に関しては、本店管内における建築工事であったため、当時は本店の建築担当の常務執行役員が業務執行上の権限及び責任を有していた。

提訴請求書が指摘する談合事件は、枚方市長、同市副市長、同市議会議員及び大阪府警察官が主導的に関与した官製談合事件である。

本事件に関し、当社元顧問2名（うち1名は上記建築担当の常務執行役員であった森井繁夫）の刑事事件においては、両名が、当該談合の仕組みに対し、業者側の窓口として協力したと認定されたが、元顧問両名は上記行為を秘密裡に行っていた。

このため、本店長（専務取締役）や建築担当副社長は上記行為を知らされておらず、上記行為を知り得ない状況にあり、ましてや他の取締役は本件工事が談合により受注されたものであったことを知り得ない状況にあった。

よって、全ての取締役は、本事件に関与しておらず、かつ、善管注意義務違反も認められない。

② 「旧防衛施設庁が発注した特定土木建築工事の入札について」（11月30日付提訴請求書③項記載のもの）

当該工事の受注に関しては、広島支店管内における土木工事であったため、当時は広島支店の土木担当副支店長（従業員）

が業務執行上の権限及び責任を有していた。

提訴請求書が指摘する談合事件は、防衛施設庁技術審議官、同庁建設部長らが発注年度毎に作成した工事配分表に従って受注予定会社が予め指定されていた官製談合事件である。

本事件に関し、当社元顧問の刑事事件においては、同人が同庁が企図した談合の仕組みに対し、業者側の窓口の1人として協力したと認定されたが、同人は上記行為を秘密裡に行っていた。

このため、広島支店長（常務取締役）や土木担当副社長は上記行為を知らされておらず、上記行為を知り得ない状況にあり、ましてや他の取締役は本件工事が談合により受注されたものであったことを知り得ない状況にあった。

よって、全ての取締役は、本事件に関与しておらず、かつ、善管注意義務違反も認められない。

③ 「新潟市発注の下水道推進工事及び建築工事の入札について」（11月30日付提訴請求書④項記載のもの）

当該工事の受注に関しては、北陸支店管内における工事であったため、当時は、下水道推進工事の受注に関しては北陸支店営業第二部長（従業員）が、建築工事の受注に関しては同営業第一部長（従業員）がそれぞれ業務執行上の権限及び責任を有していた。

提訴請求書が指摘する談合事件は、新潟市の幹部職員が中心となって行われ、受注予定会社が同市幹部職員から教示された設計金額を基に受注金額を決定していた官製談合事件である。（本件に関しては同意審決を受けている。）

本事件では、北陸支店営業担当者が関与したとされたが、同人は上記行為を秘密裡に行っていた。

このため、北陸支店長（従業員）や土木・建築担当副社長は上記行為を知らされておらず、上記行為を知り得ない状況にあり、ましてや他の取締役は、本件工事において談合が行われていたことを知り得ない状況にあった。

よって、全ての取締役は、本事件に関与しておらず、かつ、善管注意義務違反も認められない。

④ 「和歌山県発注のトンネル工事について」（11月30日付

提訴請求書⑤項記載のもの)

当該工事の受注に関しては、本店管内における土木工事であったため、当時は、本店土木営業第二部長（従業員）が業務執行上の権限及び責任を有していた。

提訴請求書が指摘する談合事件は、和歌山県知事、同県審議監らの意向に基づき受注予定会社が予め指定されていた官製談合事件である。

本事件に関し、当社元顧問の刑事事件においては、和歌山県が自ら企図した談合の仕組みに対し、同人が業者側の窓口の1人として協力したと認定されたが、同人は上記行為を秘密裡に行っていた。

このため、本店の土木担当の常務取締役、土木担当の専務取締役、本店長（専務取締役）及び土木担当副社長は上記行為を知らされておらず、上記行為を知り得ない状況にあり、ましてや他の取締役は本件工事において談合が行われていたことを知り得ない状況にあった。

よって、全ての取締役は、本事件に関与しておらず、かつ、善管注意義務違反も認められない。

⑤ 「財団法人東京都新都市建設公社発注の土木工事について」（11月30日付提訴請求書⑥項記載のもの）

本件は、公正取引委員会が、当社を含む34社が受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力した旨主張し、当社に対して課徴金の納付を命じた事件である。

しかしながら、当社は、当該課徴金納付命令に対して、審判手続開始の請求を行い、当該手続において、当社を含む34社の間にはそもそも談合行為が存在せず、また、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限した事実はないことなどを主張して争っている。そして、監査役による調査の結果によっても、談合行為が存在したとの事実は認められなかった。

⑥ 「名古屋市営地下鉄6号線（桜通線）延伸工事について」（12月3日付提訴請求書記載のもの）

当該工事の受注に関しては、名古屋支店管内における土木工事であったため、当時は、名古屋支店土木担当副支店長（従業

員)が業務執行上の権限及び責任を有していた。

提訴請求書が指摘する談合事件に関し、当社及び元顧問の刑事事件においては、元顧問が入札前に行われた談合行為に関与していた事実が認められたことから、法人としての当社も有罪判決を受けたが、元顧問は上記行為を秘密裡に行なっていた。

このため、名古屋支店長(専務取締役)や土木担当副社長は上記行為を知らされておらず、上記行為を知り得ない状況にあり、ましてや他の取締役は、本件工事において談合が行われていたことを知り得ない状況にあった。

よって、全ての取締役は、本事件に関与しておらず、かつ、善管注意義務違反も認められない。

ウ 各工事における談合行為に関する取締役の関与の有無及び善管注意義務違反の有無に関する判断

以上からすれば、11月30日付提訴請求書⑥項記載の工事においては談合行為があったとは認められず、それ以外の提訴請求書記載の各工事に関する談合行為については、そのいずれにおいても、取締役が関与した事実は認められず、また、取締役としての善管注意義務違反があったとも認められない。

(3) 各事件発生当時における内部統制システムの構築・運用にあたっての取締役の善管注意義務違反の有無

ア 法令遵守のために取締役が行ってきた措置

当社は、以下のとおり、従前より、役職員による職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、不正行為が発生することのないよう、法令遵守のための内部統制システムを構築し、全役職員に対してその周知徹底を図っていた。

① 当社は、以前から建設業法、独占禁止法など会社の業務に係る法令を遵守するよう、社内通達等を通じて、当社役職員に対して周知徹底していた。また、定期的、継続的に階層別、職種別の社内研修を行い、法令遵守の意識を繰り返し浸透させてきた。

② 当社は、独占禁止法の遵守に関して、当該法令の規制内容を正しく理解し、その周知徹底を図るため、平成4年10月、独占禁止法遵守委員会を設置し、同委員会を適時適切な時期に開催し、法令遵守のための活動を行っていた。具体的には、独占

禁止法遵守マニュアルの作成・改定、社内の相談・監督体制の確立、研修計画などについて検討し、これらを実施してきた。

- ③ 当社は、平成6年2月に社長を委員長とする事業活動適正化委員会を設置し、企業倫理の啓蒙や企業倫理遵守のための方策の策定を行ってきた。さらに、平成11年4月には、同委員会の組織を強化するため、弁護士である社外監査役をメンバーに加えた。平成15年1月には、「企業倫理委員会」に呼称を変更し、企業倫理の啓蒙や企業倫理遵守のための活動を行ってきた。
- ④ 当社は、平成6年2月、当社の事業活動を行ううえでの行動の指針となる「大林組企業行動規範」を策定し、これを全役職員に対して周知・配布した。その後も、あらゆる機会を通じて同行動規範を周知させ、法令遵守の徹底を図ってきた。
- ⑤ 当社は、平成15年4月に「優良企業構想」と名付けた中期経営計画を策定し、同構想の中で法令遵守を重要な要件の一つと位置づけた。さらに、所属長による職場内研修を実施して、全役職員への周知徹底を図った。
- ⑥ 当社は、平成16年3月にいわゆる内部通報制度を設け、当社の事業活動において不適切な行為があった場合に、業務執行ラインを通じず、直接情報を吸い上げる仕組みを設けた。

イ 内部統制システムの構築・運用にあたっての取締役の善管注意義務違反の有無についての判断

以上からすれば、当社における法令違反行為の発生を防止するための内部統制システムの構築と運用は適正になされていたものと認められ、11月30日付提訴請求書⑥項記載の工事以外の提訴請求書記載の各工事に関する談合行為発生時の取締役には、この点に関する善管注意義務違反はなかったと認められる。

### 3 現在の当社における法令遵守体制の徹底状況

11月30日付提訴請求書の冒頭には、「談合訣別宣言や定款変更による談合訣別の意思は、口先だけの言葉であったとしか考えられません。旧顧問の刑事事件についての供与のみならず、反復、継続してなされてきた談合事件についての事実を解明し、貴社の役員の実責任を明確にすることなしには、談合体質からの真の訣別はありえ



ないと判断されます。」と記載されており、こうした理解を前提として本件提訴請求がなされたものと思われる。

しかしながら、当社は、コンプライアンスを徹底するための種々の施策を以下のとおり現に実行し、社会からの信頼回復に向けて、全役職員が一丸となって取り組んでいるものである。

監査役としては、こうした施策により、組織の末端までコンプライアンスを徹底させる体制及び方策は十分に整ったと考えており、提訴請求書に記載されているような「役員の実任を明確にすることなしには、談合体質からの真の訣別はありえない」との指摘については、当社の現状に対する誤解に基づくものと考えている。

当社の社内における実際の取り組み状況は、外部からは見えづらい点があるが、昨年6月の定款変更に込めた全役職員の決意はいささかも揺るいでおらず、全社一丸となった取り組みにより社内にコンプライアンス意識が定着してきたと考える。

#### (1) コンプライアンスを徹底させる体制及び方策の構築

当社は、従前より構築してきた上記の体制に加えて、平成17年12月に「改正独占禁止法施行に際し同法の完全遵守を徹底する件」と題する法令遵守徹底の通知を社内に行った。

平成18年10月には、これまでの個々の施策を一元化し、追加策を盛り込んだ「独占禁止法遵守プログラム」を制定した。さらに、平成19年6月に開催した第103回定時株主総会において、法令遵守及び良識ある行動の実践に関する規定（定款第3条）を新設した。

また、当社は、この「独占禁止法遵守プログラム」を始めとするコンプライアンス・プログラムを早期に社内定着させるため、全事業所（約1,500箇所）において、全役職員約10,000名を対象とした企業倫理職場内研修を実施した。

#### (2) 適正な受注活動のための業務運営方法の改善

上記「独占禁止法遵守プログラム」に基づき、当社役職員が適正な受注活動を遂行するため、次の取り組みを現に実施している。

- ① 独占禁止法遵守マニュアル等の整備、周知徹底
- ② 独占禁止法に関する相談窓口の設置
- ③ 全店の部長職以上の役職員から「独占禁止法を遵守し、違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書を徴収

- ④ 同業者との会合等（電話、メールを含む）は全て上司に報告
- ⑤ 入札案件においては、見積から入札に至るまでの各プロセスで独占禁止法を遵守していることを、営業部門担当者から決裁者までが確認し、応札時の決裁書類に誓約・捺印
- ⑥ 共同企業体組成時に「各構成員は、入札にあたり、刑法及び独占禁止法に違反する行為等、本入札の公正、公平を阻害する行為を一切行わない」旨の確認書を締結

(3) 役職員の意識改革の徹底及び研修の強化

上記「独占禁止法遵守プログラム」に基づき、当社役職員の意識改革を徹底するため、次の取り組みを現に行っている。

- ① あらゆる機会を通じた経営トップ層による独占禁止法遵守の表明、宣言
- ② 「企業倫理携帯カード」の配布
- ③ 役職員に対する定期的かつ継続的な講習会、研修会の実施

(4) 適切な組織・人事管理・モニタリング

上記「独占禁止法遵守プログラム」をより効果的なものとするために、次の取り組みを現に行っている。

① コンプライアンスの推進体制の構築

a 企業倫理委員会の構成員の見直し

平成18年5月、企業倫理委員会に社外有識者1名、職員組合委員長1名を加え、当社の企業倫理への取り組みが独善的なものにならないよう、第三者の視点から評価する仕組みを強化することとした。

b コンプライアンス室の設置

平成18年5月、監査役会及び監査役の機能強化の一環として、その指揮命令下にコンプライアンス室を設置し、専従のスタッフを配置した。

② 人事管理の徹底

a 営業担当者の定期的な配置転換の実施

平成17年12月以降、順次、営業担当者の配置転換を実施しており、今後も定期的に実施することとしている。

b 社内処罰の実施

法令違反をした場合は厳正な社内処罰を行い、その都度イントラネットで社内開示している。

- ③ 執行部門によるモニタリング体制の強化
  - a 部門長（企業倫理推進者）による自部門点検の定期的な実施（年1回、4月）
  - b 監査室によるモニタリング（随時）
  - c 企業倫理委員会事務局によるコンプライアンス徹底のための全店巡回（各店幹部を対象に個別面談、年1回、8月）
  - d 企業倫理委員会事務局によるプログラム運用状況の自己点検（年1回、10月）
- ④ 監査役によるモニタリング体制の強化
  - a 「談合等監視プログラム」等に基づく監査役によるモニタリング（各店幹部を対象に個別面談し「独占禁止法遵守プログラム」の運用状況を点検、年1回往査のほか年2回書面調査）

#### 4 当社監査役全員一致による結論

上記調査内容を踏まえて各監査役が判断した結果は、次のとおりである。

まず、11月30日付提訴請求書①項記載の供与については、提訴請求書において指摘された事実がそもそも認められないか、あるいは、取締役としての善管注意義務違反は認められない。

次に、11月30日付提訴請求書⑥項記載の工事においては談合行為があったとは認められず、それ以外の提訴請求書記載の各工事に関する談合行為については、そのいずれにおいても当時の取締役は関与しておらず、また、これらの談合行為は、いずれも元顧問らにより秘密裡に行われていることから、取締役の善管注意義務違反は認められない。

さらに、取締役は談合行為の防止のために職務遂行上求められる相当な措置を講じることにより、当時の一般的な水準に照らして十分な内部統制システムを構築していたと認められ、この点でも善管注意義務を果たしていたと認められる。

よって、当時の全取締役に善管注意義務違反があったとは言えないとの結論で一致した。

以上